



日本脳炎ワクチン予防接種について



これまで、予防接種法の規定に基づき、北海道全域は「日本脳炎の予防接種を実施する必要がないと認められる区域」に指定されていました。このため、北海道では日本脳炎の予防接種を定期接種として実施していませんでしたが、平成28年4月1日からこの区域指定がなくなったため定期接種として実施しています。

詳しい定期接種の概要は次のとおりです。生年月日により対象期間が異なりますのでご注意ください。

1 平成21年10月2日以降に生まれた方

1期	対象年齢	生後6か月から90か月（7歳6か月）に達するまで ※標準的な接種年齢は初回免疫が3歳、追加免疫が4歳。
	接種回数	初回免疫2回と追加免疫1回。合計3回
	接種間隔	初回免疫は6日以上の間隔をあけて2回接種し、その後、6か月以上の間隔をおいて追加免疫を1回接種。 ※標準的な接種は、初回免疫は6から28日の間隔をあけて2回接種します。2回目の接種終了後、おおむね1年の間隔をあけて追加免疫1回を接種します。
2期	対象年齢	9歳以上13歳未満（13歳の誕生日の前日まで）
	接種回数	1回 ※標準的な接種年齢は9歳です。

《留意事項》

- ① 可能な限り標準的な接種年齢での接種をお願いします。
- ② 生後90か月（7歳6か月）を超え9歳未満の間及び13歳を超えた方は定期接種の対象外になります。
- ③ 生後90か月（7歳6か月）に達するまでに1期接種3回を完了できなかった方が、残り回数分を9歳に達してから接種することはできません。

2 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた方（特例措置対象者）

当該生年月日の方は特例措置の対象になります。生後90か月（7歳6か月）に達するまでに1期接種を完了できなかった方は、残りの回数を第2期（9歳以上13歳未満）の間に接種することができます。

○ 過去に接種歴のない方

9歳以上で接種を始める方は、13歳に達するまでの間に、1回目から2回目は6日以上（標準的には6～28日）、2回目から3回目は6か月以上（標準的にはおおむね1年）、3回目から4回目（2期）は6日以上の間隔をあけて接種。

○ 過去に接種歴のある方

生後90か月（7歳6か月）に達するまでの間、または13歳に達するまでの間に、6日以上の間隔をあけて残りの回数（最大4回のうち、すでに接種した分をのぞいた回数）を接種。